第3回大阪府行政不服審査会 議事概要

- 1 日 時 平成29年3月7日(火曜日)午前10時~午前11時40分
- 2 場 所 大阪府公館
- 3 出席者 亀田会長、曽和委員、中川委員、野一色委員、前田委員、松村委員
- 4 審議経過
- (1) 開 会
 - 〇 委員7名中、6名が出席しており、会議は成立
 - 大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開
- (2) 議題
 - ア 審査会(部会)の運営等について
 - (ア) 資料3「大阪府行政不服審査会の答申の公表について」
 - (事務局) 資料3に基づいて説明する。
 - (委員) 処分庁に係る市町村名の部分を公表しないのは、なぜか。
 - (事務局)審査請求人を特定するための情報の1つとなるおそれがあるため。
 - (委員) 総務省の「裁決・答申データベース」により公表するだけではなく、大 阪府のホームページにおいても公表してはどうか。
 - (事務局)検討させていただく。
 - (委員) 行政不服審査会のホームページにおいて、府の答申書とともに、全国の 情報として総務省の「裁決・答申データベース」をリンク先として掲載す るなど、まとめた方が利用しやすいのではないか。
 - (事務局)検討させていただく。
 - 会長から各委員に諮ったところ、「大阪府行政不服審査会の答申の公表について」は原案のとおり、異議なく承認された。

なお、附帯決議として、大阪府のホームページによる公表については、今後、 検討していくこととされた。

(イ) 資料4「部会の議事録について」

- (事務局) 資料4に基づいて説明する。
- (委員) 東京都の議事録では、「審査請求の趣旨」が記載されているが、大阪府は 記載しないのか。
- (事務局)事件名の記載で、審査請求の概要としては理解していただけると考えている。
- 会長から各委員に諮ったところ、部会議事録(案)のとおり、異議なく承認された。
- (ウ) 資料5「大阪府行政不服審査会運営要領の一部改正(案)」
 - (事務局) 資料5に基づいて説明する。
 - (委員) 臨時委員と専門委員の違いとは。
 - (事務局) 臨時委員は議決権を有しているが、専門委員には議決権がない。
 - (委員) 臨時委員と専門委員は、審査請求の案件ごとに任命するのか。
 - (事務局) 個別案件ごとに任命する予定にしており、個別案件が終了すれば、自動的に委嘱を解かれることになる。
 - (委員) 審査会として案件ごとに臨時委員を選任することは難しい面もあると思うが、万全を期すために規定しているということか。
 - (事務局) そのように考えている。
 - (委員) 答申書の更正について、答申書を送付された審査請求人から誤り等の指摘の指摘を受ける場合もあると思うが。
 - (委員) そういうことも考えられるが、審査請求人は更正の請求はできないと解 すべきである。
 - 会長から各委員に諮ったところ、大阪府行政不服審査会運営要領の一部改正 (案)のとおり、異議なく承認された。

イ その他

事務局から、資料6及び資料7により報告を行った。

(ア) 資料6「審査請求に係る却下裁決の状況」

(事務局) 資料6に基づいて説明する。

(委員) 却下裁決の理由について、もう少し詳しく記載していただきたい。

(事務局) 次回以降、もう少し詳しく記載したい。

(委員) 審査庁あるいは審理員のいずれの段階で却下したものか分かるように記載していただきたい。

(事務局) 次回以降、そのようにしたい。

(イ) 資料7「大阪府行政不服審査会(部会)の運営状況」

(事務局) 資料7に基づいて説明する。

(委員) 第3部会では、処分庁に陳述を求めたことがあるのか。

- (委員) 1度行ったことがある。また、処分庁に対して主張書面の提出要求も何度か行っている。
- (委員) 第1部会では、結果的に書面の提出により対応できたが、今後は必要に 応じて検討したい。